

# 税方式化による年金負担の増減：粗い試算(2008年7月版)

2008年7月

高山憲之・三宅啓道

## 1 基本的仮定

基礎年金の税方式化で年金負担はどのように変わるのだろうか。その実像に迫るために、ごく粗い機械的試算を行った。試算における基本的仮定は次のとおりである。

- 1) 基礎年金の税方式化は2007年度から実施する。
- 2) 基礎年金の給付水準は現行制度のままとし、1人月額で約6万6000円(40年加入者、65歳受給開始)とする。
- 3) 基礎年金財源のうち現在、保険料で賄われている部分をすべて年金目的の消費税(新税)に切りかえる。新税の税率は2007年時点で4.2837%である。
- 4) 一方、国民年金保険料(1人月額1万4100円)は廃止する。
- 5) 2007年の厚生年金保険料は14.996%であった。税方式化によって、この保険料を5.0%分だけ引き下げる。引き下げは本人負担分で実施し、事業主負担の保険料率(約7.5%)は不変のまま維持する。

上記の仮定のうち、3)と5)について若干、補足しておこう。2007年度の基礎年金給付総額は17兆9000億円である。このうち6.5兆円はすでに国庫が負担している。残り11兆4000億円を年金目的消費税で賄うとすると、消費税収入1%分は2兆6612億円強と見積もられているので、新税における所要税率は4.2837%となる(なお新税導入と同時に物価は上昇する。ただ、ここでは簡単化のため、その物価上昇分を年金物価スライドの対象とはしていない)。一方、2007年度における厚生年金の基礎年金拠出金は11.5兆円である。この金額から国庫負担分を控除して保険料負担分を求め、さらに所要保険料率を計算すると、5.0%となった(推計にあたり2004年の厚生年金財政再計算結果、2007年度国家予算などの計数を利用した)。

試算にあたり利用した基礎データは2004年に実施された総務省『全国消費実態調査』である。2004年の計数を2007年の計数に置きかえる必要があったが、その置換に利用したのは総務省『家計調査年報』(2人以上の勤労者世帯に関する1世帯当たり年平均1ヶ月間の収入と支出)である。すなわち2007年までの3年間に勤め先収入が1.1%、消費支出が2.417%、それぞれ低下したと仮定した。なお単身勤労者世帯についても2人以上の勤労者世帯と同率で勤め先収入

および消費支出が変化したと想定した。また商人・職人世帯や夫婦高齢者世帯さらには高齢単身世帯の消費支出も同率で低下したと仮定した。くわえて消費支出の90%であると想定した。

『全国消費実態調査』は9月、10月、11月の3ヶ月調査(単身世帯は10月、11月の2ヶ月調査)であり、ボーナス受給月を含んでいない。そこで2004年の3ヶ月データを年間データに置きかえる必要も生じた。その置換には2004年の『家計調査月報』と『家計調査年報』を利用し、『全国消費実態調査』における3ヶ月平均の勤め先収入を1.1717倍に、消費支出を1.0460倍にそれぞれ補正した。

年金保険料を引き下げる(引き上げる)と可処分所得が増えて(減って)消費支出が増大(減少)し、消費税負担は増額(減額)となる。ここでは簡単化のため、消費支出(C)が勤め先収入(W)の1次関数

$$C = a + bW$$

であると仮定し、2007年の『家計調査年報』第3表(年間収入10分位階級別の1世帯当たり1ヶ月間の収入と支出:勤労者世帯分)を利用して単純回帰分析によりパラメーターa, bを求めた。

その結果は表1のとおりである。限界消費性向は約46.9%であった。

=表1 入る =

本稿では年金保険料の引き下げや引き上げで勤め先収入が増減し、それに伴って消費税負担が増減することも考慮している。この2次的な効果は、年金保険料を引き下げることの見返りとして実施されることが想定されている消費税の増税とは違っているので、注意を促したい。

## 2 財源切りかえの即時効果

税方式の導入によって2007年の年金負担が世帯類型別にどう変わったのかを取りまとめたのが表2~表7である。現役組はいずれの所得階層でも年金負担は純減となっている。

勤労者世帯の場合、税方式への切りかえによる年金負担の純減分は総じて年間収入が高くなるほど多くなる。商人・職人世帯(国民年金保険料を世帯合計で2人分を支払っていたと仮定した)に着目すると、年金負担の純減分は総じて年間収入が低いほど多くなっており、勤労者世帯とは対照的である。この相違は、国民年金の保険料が所得水準にかかわりなく定額となっている一方、厚生年金の保険料が定率で定められていることに基づいている。

= 表 2 ~ 表 7 入る =

無職の夫婦高齢者世帯（夫婦とも 65 歳以上）の場合はどうか。65 歳以上と  
なっているので年金保険料は負担していない。したがって税方式化によって新  
税負担のみが増すことになる。高齢の単身無職世帯も同様である。

図 1 は典型的な世帯を抜きだして税方式への切りかえに伴う即時効果を示し  
たものである。

= 図 1 入る =

### 3 財源切りかえの生涯効果

第 1 節で説明した財源切りかえを 2007 年時点において 1 回かぎりで実施し  
たときの長期効果を次に調べてみよう。そのためにはライフコースを設定する  
必要がある。簡単化のため、次のような男性を想定する。すなわち 20 歳から単  
身者として民間で給与を稼ぎはじめ、65 歳直前まで給与を稼ぎつづける。30 歳  
で 4 歳若い女性と結婚し、80 歳直前で死亡するまで離婚しない。65 歳で退職し、  
無職の夫婦のみ世帯として年金を受給する。本人死亡後は 妻が単身者として 10  
年間、年金を受給しつづける。妻は 85 歳で死亡する。

このとき年金総負担の増減はネットでどのようになるのだろうか。まず、現  
行制度を維持すると、厚生年金の保険料は 2007 年以降、毎年 0.354%（労使込  
み）ずつ引き上げられ、2017 年に 18.3%となる。2017 年以降は 18.3%で固定  
される。この保険料引き上げに伴う負担増は世代別にみると大きく異なる（表  
8、図 2 参照）。2007 年時点で 65 歳以上の世代には、この保険料アップは負担  
増とならない。退職しているため、厚生年金の保険料を負担しないからである。  
一方、若い世代ほど保険料アップによる負担純増の金額が多くなる。ちなみに  
1987 年生まれ（2007 年時点で 20 歳）の世代の場合、保険料引き上げに伴う負  
担純増分は 877 万円と推計される（推計にさいして、ここでは簡単化のため、  
まず、賃金のベースアップはゼロ、割引率もゼロとそれぞれ仮定した）。また 1972  
年生まれ（35 歳）で 610 万円、1957 年生まれ（50 歳）で 232 万円の負担純増  
となる。

次に、基礎年金の税方式化に伴って年金保険料負担は減る一方、年金目的消  
費税を新たに負担することになる。この財源切りかえに伴う年金負担の純増減  
も世代別に大きく異なる。すなわち 1942 年生まれ（2007 年時点で 65 歳）の世  
代の負担純増分が最も多く、232 万円と推計される。年金受給世代では早く生ま  
れた世代ほど年金負担増は少なくなり、1932 年生まれ（75 歳）の世代の負担増  
は 115 万円である。現役組に目を転じると 2007 年時点で 50 歳（1957 年生まれ）  
以上の場合、財源切りかえによって年金負担は純増する。他方、それより若い

世代の年金負担は純減となる。

以上の2つの効果を合わせてみると、すべての世代で年金総負担は純増する。年金保険料を引き上げることのみで将来に対応する場合とくらべると、年金負担増は基礎年金を税方式に切りかえた方が世代間でフラット化されることがわかる。たとえば1987年生まれ(2007年時点で20歳)の世代の年金負担純増分は877万円から470万円まで下がる一方、1957年(50歳)生まれの世代の年金純負担は232万円増が237万円増に変化する。1947年生まれ(60歳)の世代の年金負担純増分も215万円となり、前後の世代とあまり変わらない。1942年以前に生まれた年金受給世代も年金負担増を幾分か引きうけることになる。

=表8、図2 入る =

表8、図2では、賃金のベースアップと割引率がともにゼロだと仮定している。そこで次に2004年の財政再計算における仮定をそのまま踏襲して、賃金のベースアップ率を年率で名目2.1%、割引率を年率で名目3.2%とそれぞれ想定する。さらに簡単化のため、消費支出の上昇率は賃金の上昇率に等しいと仮定した。その試算結果は表9、図3のとおりである。ベースアップ率と割引率がともにゼロの場合とくらべると、負担増の基本的パターンはほとんど変わらないものの、負担純増分は世代間で一層フラット化されることが判明した。

=表9、図3 入る =

なお上記のいずれの試算においても、税方式への切りかえに伴って発生する給付増、経年変化によって必要となる追加増税分、保険料の引き下げに伴う勤め先収入の増大がもたらす所得税等の負担増、の3つを考慮していない。このうち特に については、年金給付課税の強化、相続税・贈与税および年金給付課税分の基礎年金財源化、などとあわせて今後、さらに検討する必要がある。

**表1 消費関数の推計結果**

	推定値	標準偏差	t値
a	76,984	6,893	11.169
b	0.46902	0.01386	33.834
決定係数	0.99306		

**表2 税方式への切りかえによる年金負担の変化:共働きの勤労者世帯**

年間収入(万円)	年金保険料負担 (円/月、A)	年金目的消費税 (円/月、B)	負担の純増減 (円/月、A+B)
300未満	-13,610	8,267	-5,343
300～400	-17,312	9,676	-7,636
400～500	-20,876	10,792	-10,083
500～600	-23,973	11,774	-12,199
600～800	-28,314	13,523	-14,792
800～1,000	-33,749	15,730	-18,018
1,000～1,250	-40,271	18,836	-21,435
1,250～1,500	-47,361	20,934	-26,427
1,500～2,000	-54,202	23,663	-30,539
2,000以上	-64,975	28,126	-36,849
平均	-31,766	15,021	-16,744

資料)総務省『全国消費実態調査』2004年(特定世帯編、第15表)より筆者試算。

**表3 税方式への切りかえによる年金負担の変化:片働きの勤労者世帯(2人以上)**

年間収入(万円)	年金保険料負担 (円/月、A)	年金目的消費税 (円/月、B)	負担の純増減 (円/月、A+B)
200 未満	-10,280	8,726	-1,554
200～300	-13,212	8,147	-5,065
300～400	-16,594	9,125	-7,469
400～500	-19,284	10,486	-8,797
500～600	-21,992	11,544	-10,448
600～800	-26,110	12,852	-13,258
800～1,000	-31,475	16,111	-15,364
1,000～1,250	-38,654	19,074	-19,580
1,250～1,500	-43,500	21,178	-22,322
1,500以上	-43,500	23,394	-20,106
平均	-24,641	12,710	-11,930

資料)総務省『全国消費実態調査』2004年(特定世帯編、第57表)より筆者試算。

**表4 税方式への切りかえによる年金負担の変化:商人職人世帯(2人以上)**

年間収入(万円)	年金保険料負担 (円/月、A)	年金目的消費税 (円/月、B)	負担の純増減 (円/月、A+B)
200 未満	-28,200	7,049	-21,151
200～300	-28,200	8,305	-19,895
300～400	-28,200	8,957	-19,243
400～500	-28,200	9,241	-18,959
500～600	-28,200	9,851	-18,349
600～800	-28,200	11,807	-16,393
800～1,000	-28,200	14,356	-13,844
1,000～1,250	-28,200	16,114	-12,086
1,250～1,500	-28,200	15,568	-12,632
1,500以上	-28,200	16,834	-11,366
平均	-28,200	11,392	-16,808

資料)総務省『全国消費実態調査』2004年(家計収支編、第19表)より筆者試算。

**表5 税方式への切りかえによる年金負担の変化: 単身勤労者世帯(男女計)**

年間収入(万円)	年金保険料負担 (円/月、A)	年金目的消費税 (円/月、B)	負担の純増減 (円/月、A+B)
100 未満	-5,123	4,356	-767
100 ~ 150	-7,963	4,825	-3,138
150 ~ 200	-8,732	5,218	-3,514
200 ~ 250	-10,260	5,772	-4,488
250 ~ 300	-12,184	6,826	-5,358
300 ~ 350	-13,285	8,068	-5,216
350 ~ 400	-14,875	8,392	-6,483
400 ~ 500	-17,969	8,816	-9,154
500 ~ 600	-21,272	9,498	-11,774
600 以上	-27,961	11,464	-16,597
平均	-16,892	8,342	-8,550

資料)総務省『全国消費実態調査』2004年(特定世帯編、第34表)より筆者試算。

**表6 税方式への切りかえによる年金負担の変化: 夫婦高齢者世帯(無職)**

年間収入(万円)	年金保険料負担 (円/月、A)	年金目的消費税 (円/月、B)	負担の純増減 (円/月、A+B)
200 未満	0	5,149	5,149
200 ~ 300	0	6,575	6,575
300 ~ 400	0	8,391	8,391
400 ~ 500	0	9,984	9,984
500 ~ 600	0	11,560	11,560
600 ~ 700	0	12,425	12,425
700 ~ 800	0	12,750	12,750
800 ~ 1,000	0	14,278	14,278
1,000以上	0	17,181	17,181
平均	0	9,567	9,567

資料)総務省『全国消費実態調査』2004年(高齢者世帯編、第15表)より筆者試算。

**表7 税方式への切りかえによる年金負担の変化: 高齢単身世帯(無職)**

年齢(歳)	年金保険料負担 (円/月、A)	年金目的消費税 (円/月、B)	負担の純増減 (円/月、A+B)
60 ~ 64	0	6,262	6,262
65 ~ 69	0	6,133	6,133
70 ~ 74	0	6,132	6,132
75以上	0	5,514	5,514
平均	0	5,964	5,964

資料)総務省『全国消費実態調査』2004年(高齢者世帯編、第27表)より筆者試算。

表8 税方式化に伴う生涯負担総額の純増減：世代別推計(その1)

生年 (夫年齢：歳)	現行制度下の負担 純増 (A、円)	税方式化に伴う 負担の純増減 (B、円)	生涯にわたる年金負担 総額の純増 (A+B、円)
1987 (20)	8,765,192	-4,069,883	4,695,309
1982 (25)	8,049,404	-3,604,567	4,444,836
1977 (30)	7,159,659	-3,139,252	4,020,407
1972 (35)	6,098,384	-2,476,909	3,621,475
1967 (40)	4,924,180	-1,680,892	3,243,288
1962 (45)	3,652,438	-816,209	2,836,228
1957 (50)	2,320,590	53,648	2,374,238
1952 (55)	1,076,220	942,111	2,018,331
1947 (60)	256,545	1,896,573	2,153,117
1942 (65)	0	2,320,332	2,320,332
1937 (70)	0	1,713,457	1,713,457
1932 (75)	0	1,152,374	1,152,374
1927 (80)	0	629,472	629,472
1922 (85)	0	314,736	314,736

資料) 総務省『全国消費実態調査』2004年、を利用して筆者試算。

注) 1. 賃金のベースアップ率はゼロと仮定し、割引率もゼロと想定した。  
2. 年齢は2007年時点。

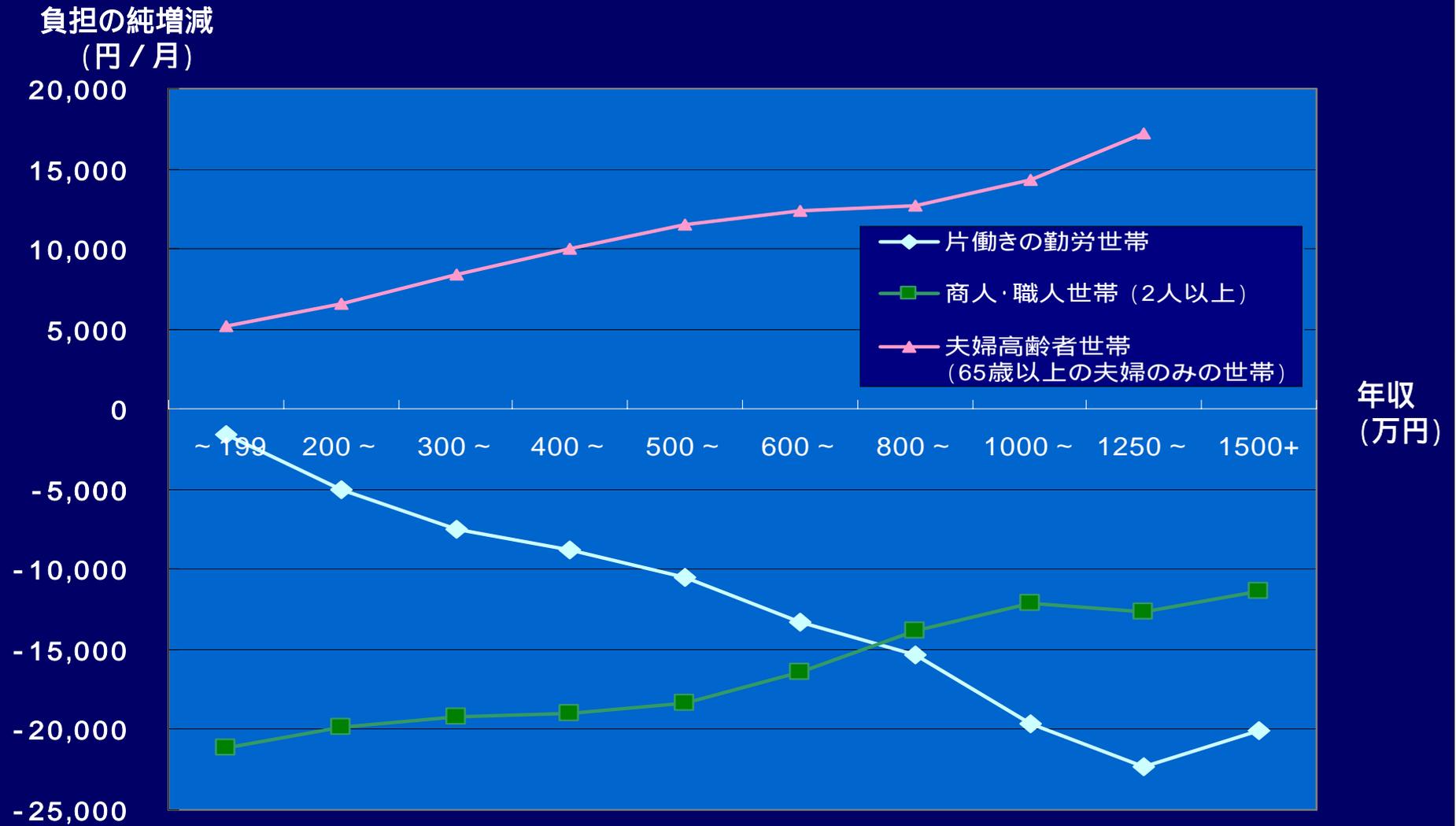
表9 税方式化に伴う生涯負担総額の純増減：世代別推計(その2)

生年 (夫年齢：歳)	厚生年金保険料引き 上げによる負担純増 (A、円)	税方式化に伴う 負担の純増減 (B、円)	生涯にわたる年金負担 総額の純増 (A+B、円)
1987 (20)	6,704,057	-3,723,103	2,980,954
1982 (25)	6,372,758	-3,447,457	2,925,301
1977 (30)	5,913,107	-3,156,639	2,756,467
1972 (35)	5,200,972	-2,646,327	2,554,645
1967 (40)	4,338,166	-1,969,868	2,368,298
1962 (45)	3,328,282	-1,185,259	2,143,024
1957 (50)	2,199,337	-352,119	1,847,218
1952 (55)	1,014,140	546,095	1,560,235
1947 (60)	249,340	1,561,911	1,811,251
1942 (65)	0	2,085,536	2,085,536
1937 (70)	0	1,573,554	1,573,554
1932 (75)	0	1,080,685	1,080,685
1927 (80)	0	600,122	600,122
1922 (85)	0	308,098	308,098

資料) 総務省『全国消費実態調査』2004年、を利用して筆者試算。

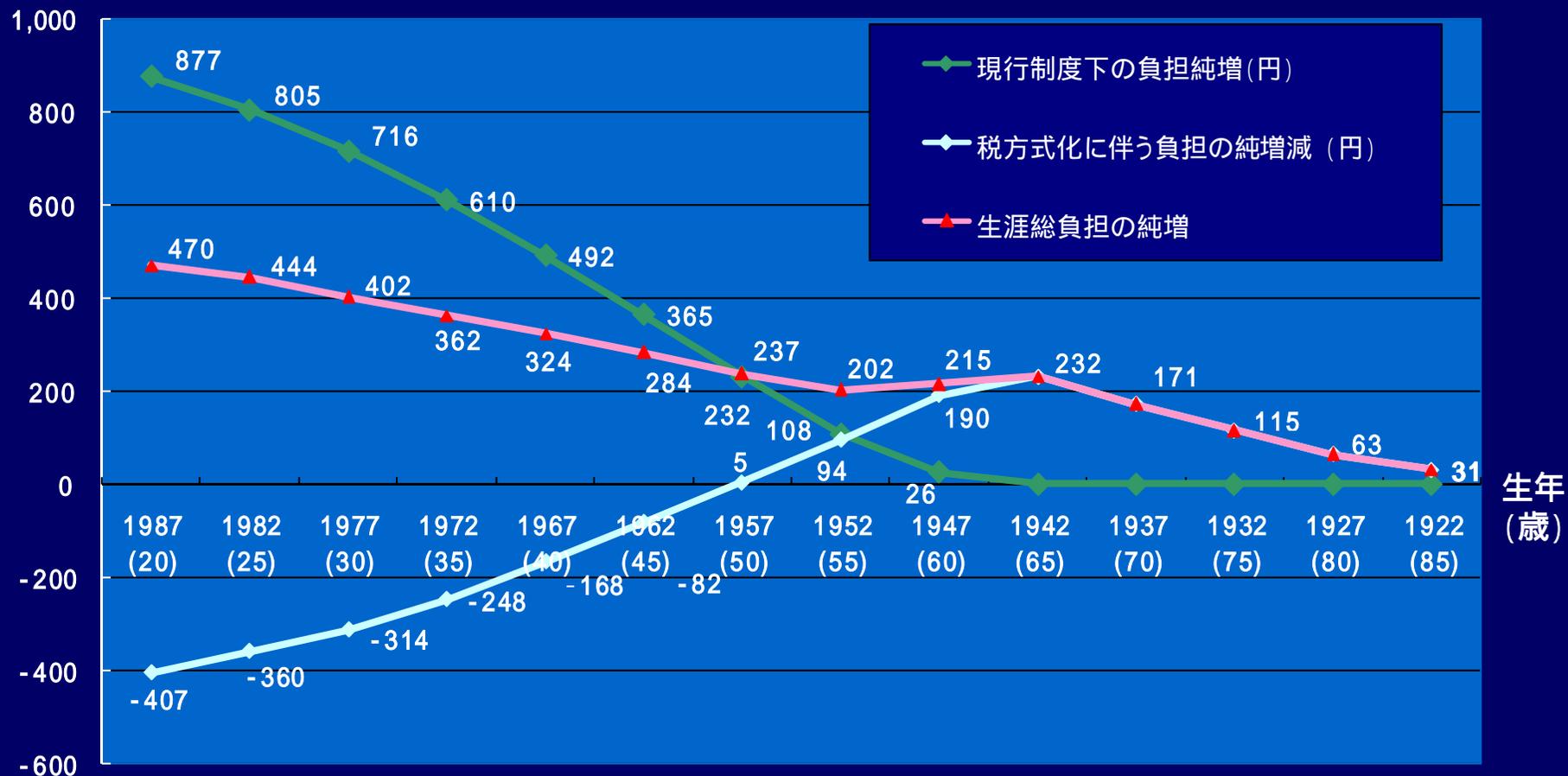
注) 1. 賃金のベースアップ率は2.1%、割引率は3.2%と想定した(いずれも年率、名目)。  
2. 年齢は2007年時点。

# 税方式への切りかえ即時効果



# 税方式に伴う生涯負担総額の純増減： 世代別推計(その1)

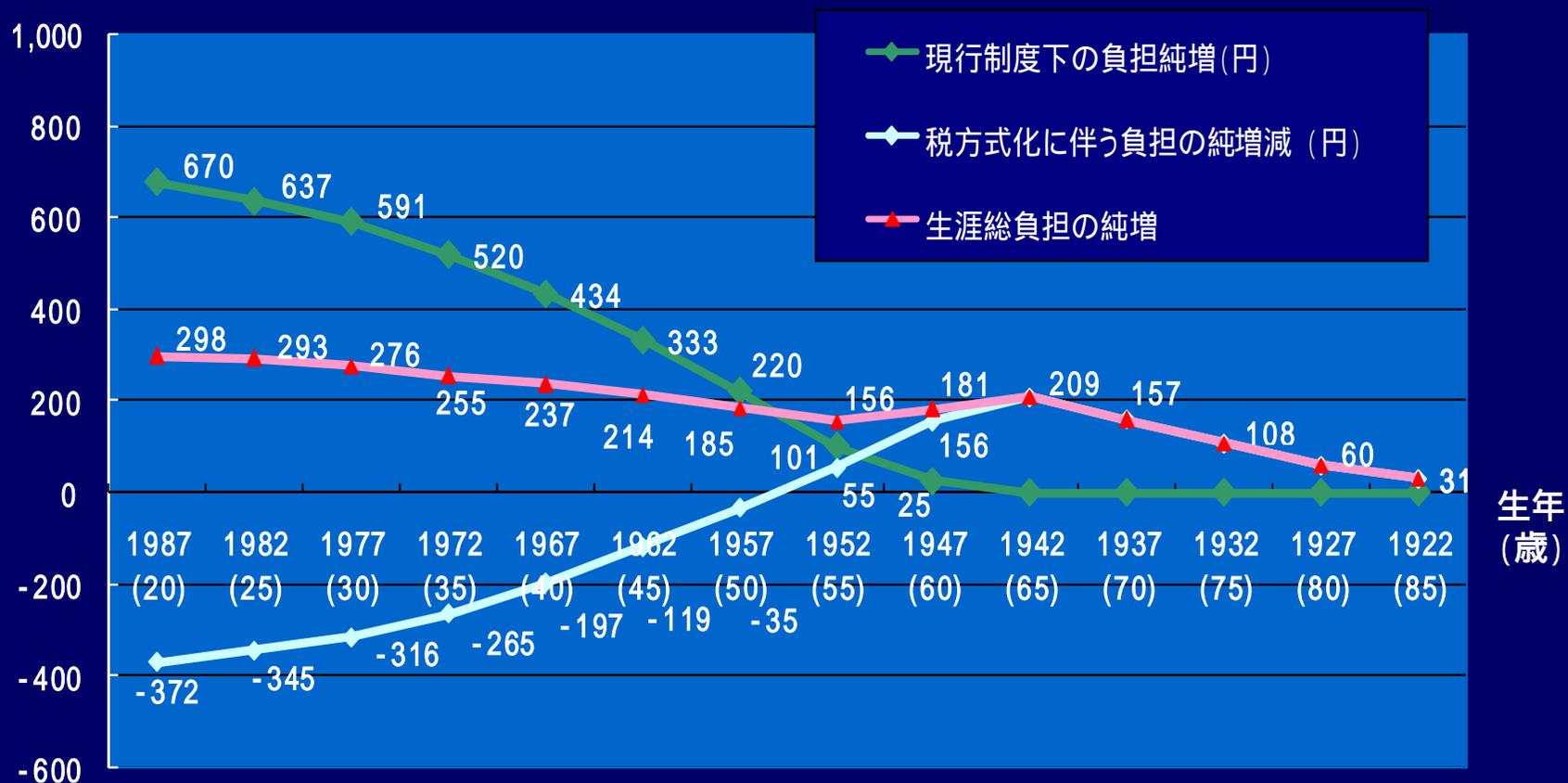
負担の純増減  
(万円)



注) 賃金上昇率・割引率はともにゼロと仮定した。

# 税方式に伴う生涯負担総額の純増減： 世代別推計(その2)

負担の純増減  
(万円)



注) 賃金上昇率は1.2%、割引率は3.2%(いずれも年率、名目)と仮定した。